

県南広域振興局長告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成25年2月19日

県南広域振興局長 田 村 均 次

- 1 路線名 石鳥谷大迫線
- 2 供用開始の区間 花巻市大迫町亀ヶ森第23地割7番1地先から5番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月19日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - (2) 期間 平成25年2月19日から同年3月19日まで